

官報

号外 平成十三年五月二十八日

○第百五十一回 参議院會議錄第二十六号

平成十三年五月二十八日(月曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第二十六号

平成十三年五月二十八日

正午 本会議

第一 確定給付企業年金法案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

日程第一 確定給付企業年金法案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。坂口厚生労働大臣。

(國務大臣坂口力君登壇、拍手)

○國務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました確定給付企業年金法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十三年五月二十八日 参議院會議錄第二十六号 確定給付企業年金法案(趣旨説明)

我が国は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等、社会経済情勢が大きく変化しており、公的年金に上乗せして給付を行う年金制度につきましても、このような変化に対応することが要請されております。

この法律案は、確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに制度の整備を行うものであり、これにより、公的年金を土台としつつ、確定拠出年金と相まって、国民の自主的な努力を支援する仕組みを整備するものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、確定給付企業年金は、事業主が、労使で合意した規約に基づき、信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結するか、または、事業主とは別法人の企業年金基金を設立することにより実施することとしております。

第二に、給付は、加入者が老齢になった場合及び脱退した場合に支給するものとしているほか、障害を負った場合または死亡した場合にも支給することができるとしております。

第三に、加入者の受給権保護等を図る観点から、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、約束した給付に見合う積立金を積み立てなければならぬものとするともに、企業年金の管理または運営にかかわる者の責任や行為準則を明確化するほか、年金規約の内容に従業員に周知し、企業年金の実施状況について加入者に情報開示することとしております。

第四に、確定給付企業年金相互や、厚生年金基金、確定拠出年金との間での移行ができることとしております。

最後に、確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金について、各税法で定めるところにより、税制上必要な措置を講じることとしております。

なお、この法律の施行日は、一部の事項を除き、平成十四年四月一日としております。

政府といたしましては、以上を内容とする法案を提出した次第であります。衆議院におきまして、確定給付企業年金の業務概況については、事業主等が加入者に周知させなければならないこととしていたところを、受給者等にも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする修正が行われたところでございます。

以上がこの法律案の趣旨でございますので、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。木俣佳文君。

(木俣佳文君登壇、拍手)

○木俣佳文君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました確定給付企業年金法案に対し、厚生労働大臣、経済財政政策担当大臣及び財務大臣に質問をいたします。

質問に入ります前に、ハンセン病問題について一言申し上げたいと思います。

先週水曜日、熊本地裁の原告勝訴の判決に対し、政府は控訴断念を決定いたしました。これは、平成八年二月、我が党菅幹事長が厚生大臣時代、エイズ訴訟において行った謝罪にまさるとも劣らない英断であります。小泉総理の御決断並びにそれを支えられた坂口大臣を初めとする関係閣僚の決断に心から敬意を表します。(拍手)

今後、判決の趣旨の通り、国会、内閣ともに率直に反省し、誠実な対応をすべきだと考えております。

それでは、質問に入ります。

そもそも年金制度とは、老後の生活を保障するものでなければならず、私は簡潔、公平、安心が原則だと考えます。御近所の奥さんも、老後は年金だけが頼りなのよ、それだけは守ってくださいねと切実な願いが一般的なのです。民主党は、真に豊かな老後を迎えられるよう、ナショナル・ミッドムとしての基礎年金を税方式にすることを中心

とした年金制度の抜本改正を提唱いたしてまいりました。

しかしながら、政府は、ここ二十年來、年金改革のたびに保険料は引き上げ、給付水準は引き下げる、さらに支給年齢は先延ばしと、まさに逃げ水のような年金改革を行い、国民の不安と不信を増長させてきたのであります。

これは、昨年、与党三党が強行採決までして成立させた改正公的年金制度で、給付水準五%カット、支給年齢五歳引き上げなど、大改悪をしたことでも明らかであり、この改悪によって、我々三十代では一生の間に受け取る年金の総額を改正前に比べ何と一千数百万円も減額されたのであります。この改革で坂口大臣は安心が増したと思いませんか。まさかこのことが小泉総理の言う将来のために我慢をする米百俵のことではないでしょうね。

政府は各種の景気対策を掲げますが、個人消費拡大が景気回復の絶対条件であると考えたとき、こうした公的年金への不安と不信によって老後を案ずる消費者の消費マインドを冷やすことは、全くナンセンスです。

小泉総理は、所信表明の中で、構造改革なくして景気回復なしと述べられました。しかし、四度も厚生大臣を歴任されながら、年金制度に対し抜本改正、すなわち年金制度の構造改革を行うことができなかった小泉総理に一体どんな抜本改正ができるのでしょうか。政府は今、財政論に

終始した小手先の改正ではなく、長期のスパンで見た老後所得のトータルプラン、将来の姿を国民に提示する義務があるのです。

そこで、私はまず公的年金のあり方について伺います。

現在、国民年金は、四十年加入し毎月保険料を納めても何と月額六万七千七百円にしかありません。これはすなわち、生活保護を受ける最低生活保障水準よりも低いのでございます。

先日の厚生労働省発表によれば、未納者、未加入者、免除者の合計は何と八百七万人にも及び、国民年金第一号被保険者の三六%が保険料を払っておりません。大臣、これで安心なのでしょう。その一方で、政府への信頼がないため、超低金利の中でも預金の額はふえているのであります。我が党は、老後の安心の柱である基礎年金について、直ちに国庫負担を二分の一へ引き上げ、その後、速やかに全額税方式へ転換を図ることで充実させるべきであると提案しております。

内閣総理大臣の諮問機関である経済戦略会議においては、平成十一年の答申の中で、基礎年金については、「将来的には税方式に移行することが望ましい。」としており、民主党と全く同じ主張をしております。

竹中大臣、あなたはこの経済戦略会議のメンバーであったかと思いますが、大臣がもし答申どおり税方式が望ましいと考えるのであれば、民主党としてはこれを大いに歓迎するところでござい

ます。

ところが、これは同時に、社会保険方式を維持すべきであるとお考えの坂口大臣と見解が全く異なることにもなります。残念ながら、これでは内閣不一致であると指摘せざるを得ません。

基礎年金のあり方について、社会保険方式がよいとお考えなのか、それとも税方式がよいとお考えなのか、坂口大臣に御見解を伺うとともに、いづれにこの歯切れよくお話をされる竹中大臣の明快な御説明をよろしくお願い申し上げます。

次に、企業年金と厚生年金の関係についてお尋ねします。

新しい企業年金制度は、受給権保護などを中心にいかにも美しいフレーズを使い、一見、大進歩のように見えますが、支払い保証制度、または税制などを見みると、全く不備が多く、まがいものであると思います。これはまるで、私の大学時代に友人のA君が持っていたスニーカーのアドレスならぬアビバスのようなにせものブランドのようでございます。

そこで、お伺いいたしますが、今回の法案で政府は、企業年金の将来像を、二階部分である厚生年金に純粹に上乗せする三階部分として企業年金を充実させるつもりなのでしょうか。それとも、小泉総理が所信表明の中で述べられた「民間にできることは民間に」という方針で、戦略会議の主張する二階部分の民営化の足がかりとして発展させていくつもりなのでしょうか。坂口、竹中両

大臣、将来像を示してください。

次に、新企業年金制度の導入過程について、坂口大臣にお尋ねいたします。

我が国の企業年金は、バブル経済崩壊による経済情勢の悪化などで、年金資産に積み立て不足が生じております。平成十年度末現在、積み立て不足となっている厚生年金基金の数は約一千三百基金となっており、全体の七割を占めております。これらの基金の積み立て不足の総額は数兆円とも言われております。現に、ここ五年の間に八十四もの厚生年金基金が解散に追い込まれました。

さらに、新会計基準の導入により、これら企業内における隠れ借金、隠れ債務は企業会計上明らかにあります。その上、年金債務は企業収支を悪化させ、競争力をそぐことになっているのです。そこで慌てた企業と政府が、受給権保護という聞こえのよい理念をもって、企業内の年金債務に対処する方便として新企業年金制度を急遽導入したものでないか、私はそんな気がしてなりません。御意見が相違しましたら、坂口大臣、お答えください。

次に、支払い保証制度について伺います。

今回、支払い保証制度は検討課題として、その創設が見送られました。ところが、諸外国では、アメリカのスケジュールDベーカー事件、そしてイギリスのマックスウェル事件と、受給権が保護されていないために年金支給に問題が生じ、これらの事件を契機として支払い保証制度が創設され

たと聞いております。こうした諸外国の先例があるにもかかわらず、支払い保証制度の創設を見送ったということは、政府は事件が起きるまで年金権を保護しないつもりだと言われても仕方ないのではありませんか。

政府は、支払い保証制度を導入しない理由として、企業が悪用し、モラルハザードを引き起こす可能性があることを挙げておりますが、しかし、チェック機能を強化し、モラルハザードが起こらない支払い保証制度の創設は、私は可能であると思います。なぜなら、現在でも厚生年金基金には連合会による通算制度や支払い保証制度があるからであります。

坂口大臣、もっと民の力を信用しましょう。日本には厚生年金基金によき先例があるんです。どうしてこれを応用させて、新しい企業年金制度にも取り入れることができないんですか。坂口大臣、答えてください。

次に、適格退職年金の新制度への移行措置についてお尋ねします。

適格退職年金は、中小企業から大企業まで退職金の積み立てとして多くの企業で導入され、現在一千万人が加入しております。特に、中小企業においては、手続が簡素で掛金も損金算入されるなど、退職金の積み立てとして使い勝手のよい制度となっておりますが、政府案では、今後十年で廃止し、新制度など他の企業年金へ移行させることとしております。しかし、新制度の実施に当たっ

ては財政検証など新たなコストが発生するため、多くの中小企業は新制度を採用しないばかりか、他の企業年金制度への移行もせずに適格年金を単純にやめてしまおうのではないかと心配しております。

中小企業が本心に心配であります。中小企業が他制度に移行しやすい環境を政府はどのように整備していくつもりなのか、坂口大臣、お答えいただけますか。

次に、代行部分の返上についてお尋ねいたします。

今回の改正では、政府は、代行部分のない企業年金を新設し、厚生年金基金からの移行を認めるとともに、代行返上の際に一定の条件のもとに現物による返還を認めております。その理由として、政府は、国への納付を現金に限った場合、大量の株が市場で売られ、株式市場に大きな打撃を与える可能性があるからだとして説明しております。

しかしながら、返上された株式等は厚生年金本体の資産となるのでありますから、もし仮に将来返上された株式等の資産価値が下がった場合に一番影響を受け、またその穴埋めをしなければならぬのは厚生年金本体であります。

資産の返上が時価評価で行われるとはいえ、企業は当然、将来的に運用益が得にくい資産を現物で返上しようとするのが予想されます。現物により代行部分が返上された場合、坂口大臣は公的年金にどのような影響を与えるとお考えなので

しょうか。また、厚生年金本体への影響を考慮した場合、こうした現物返上のルールを定めなければ公平は保てないと私は考えますが、大臣はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

次に、企業年金税制についてお尋ねします。今回の企業年金制度改正で、企業年金税制は、拠出時について、事業主が拠出する掛金は全額損金算入されるものの、加入者本人が拠出する掛金は五万円を上限とする生命保険料控除の対象となっておりません。それ以上は課税対象となり、厚生年金基金が全額控除を受けられることに比べますと大きな後退でございます。さらに、運用時には特別法人税、給付時には所得税が課税されるのです。現在、特別法人税は平成十四年度まで凍結されることになっておりますが、悪税中の悪税であるこの特別法人税は廃止すべきであると考えますが、坂口大臣、塩川大臣の御所見をお伺いします。

企業が将来従業員に支払う年金額を充実させることは重要であります。こうしたことを考えれば、拠出、運用、給付すべてに課税するということは、本来の年金の趣旨に全く反します。このような税制に対し、私はどうしても矛盾を感じざるを得ません。私は、年金税制は給付段階のみの課税とすべきと考えますが、坂口、塩川両大臣の御見解を伺います。

用意しました質問は以上ですが、年金制度のあり方について、最後に一言だけ申し添えた

いと考えます。

老後の所得保障を行う年金制度は社会保障の幹であります。この年金制度を充実発展させることは二十一世紀においても最重要課題であると考えます。現在の年金制度は、イソップ童話の「アリとキリギリス」に例えますれば、自分はアリになるんだと決意をし、冬のために蓄えをしようと努力を続けてきたアリが、気がついてみると老後には急にキリギリスになってしまったというような不安な国にしないよう、政府にはまじめに働く国民のために蓄えはきちんと保障する義務があることを再度指摘して、私の質問を終わります。

(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 木保議員にお答えを申し上げます。

九問ちょうだいをいたしました。

一番最初は、昨年の年金法改正についてのお尋ねでございます。

昨年の改正は、一つには、将来の世代の過重な負担を防ぐということが第一。第二には、確実な給付を約束するというのが第二。そして第三には、制度の長期的な安定を図るためというのが第三。この三つを中心にして改正が行われたところでございます。

この改正によりまして、将来の保険料負担を年収の二割程度にとどめることにより過重な負担を防ぐこととし、このため、将来に向けて給付総額

の伸びを調整いたしました。年金を受け始める時点で現役世代の手取り収入の約六割の水準を保障しますとともに、将来の保険料負担を軽減されており、生涯の給付総額の減少のみをもって不安を助長したとの御指摘は当たらないのではないかとこのように思っております。

年金制度につきましては、次期財政再計算を平成十六年までに行うこととされておりますが、国民の老後を支える公的年金の役割を将来にわたって果たしていくことができませんように、世代間の給付と負担の均衡を図りまして、お互いが支え合う、持続可能な安心できる制度を再構築していかねければならないと考えております。

それから、公的年金のあり方についてお尋ねがございました。

基礎年金につきましては、免除者を含めて国民年金第一号被保険者の三六％が保険料を払っていないとの御指摘がございました。

低所得等により保険料納付を免除された者を法律上の義務を果たしていない未納者、未加入者と同一に論じることが適当でないというふうに思っておりますが、給付に必要な費用を二十歳から五十九歳までの国民で支える枠組みで考えますと、未納・未加入者の割合は全体で見れば五％程度でございます。

社会保険方式で運営している現在の公的年金制度がこのままでは立ち行かない状況にあるとは考えておりますが、しかし、未納者を削減するため

の努力を一層高めなければならないことは御指摘のとおりでございます。我々も懸命にこれは努力をしなければならぬと思っております。

また、御提案の基礎年金を全額税方式とするこのにつきましては、これは国民が自助と自律の精神に基づいて老後に備えて拠出をするという考え方に立ちますと、一番中心になりますのはやはり社会保険方式を選択することではないかというふうに思っております。しかし、社会保険方式だけということをおもっているわけではございませんで、現在、国庫負担は三分の一でございますが、これを将来二分の一まで引き上げていくということも考えているわけでございまして、そうしたベスコミックスでいきたいというふうに思っているところでございます。

三番目は、企業年金の将来像についてのお尋ねがありました。

老後の所得保障の基本は高齢者の生活の基本部分を終身にわたり確実に支える公的年金であり、企業年金などの私的年金は、公的年金を基盤とした上で、多様化する老後のニーズにこたえて、より豊かな老後生活を実現するという役割を担っているものというふうに考えているところでございます。御指摘いただきましたように、二階部分の民営化の足がかりにするという考えはございません。

それから、新企業年金制度の導入経過について

のお尋ねがございました。

現在の企業年金におきましては、企業倒産の際に、年金資産が十分確保されていないなどの事例がたたくさん出ておりますことから、かねてより受給権保護のための制度整備が課題となっております。

このため、今回の法案におきましては、確定給付型の企業年金におきましては、積立基準の設定、それから受託者責任の明確化、情報開示など、受給権保護を図るための措置を盛り込んでおります。これまでの課題につきましての答えを出したものであり、新会計基準への対応などを目的とするものではございません。

なお、数兆円の積み立て不足との御指摘がございましたけれども、平成十年度末現在、積み立て不足のあります厚生年金基金における不足の総額は、約一兆九千億円でございます。

それから、支払い保証制度についてお尋ねがございました。

今回の法律に基づきます新たな企業年金としましては、積み立て義務のあります厚生年金基金から移行しますグループと、それからもう一つは、積み立て義務のない適格退職年金から移行しますグループと、両方があるわけでございます。おのの企業年金の積み立て状況にかなりの違いが生じておりますことから、現時点でこの支払い保証制度を創設することは公平の観点からも困難でありまして、法案に盛り込むことができなかった

わけでございます。

また、これまでの検討でございますが、支払い保証制度の導入は、先ほども御指摘がございましたように、積み立て不足を放置するようなモラルハザードを招くのではないかと、そうした議論のあることも事実でございます。

しかし、いずれにいたしましても、支払い保証制度につきましては、委員から御指摘のように、民の力を信頼いたしまして、引き続き検討すべき課題であると認識しているところでございます。適格退職年金の新制度への移行措置についてのお尋ねがありました。

適格退職年金につきましては、基本的には積立基準など受給権保護の措置が整備された新たな企業年金に移行していただくことを想定しております。

このため、円滑な移行が図られるように、十年間という移行期間を設けることとしたしておりますが、積み立て義務でありますとか給付設計の面で一定の経過措置を講じることとしたしました。特に、中小企業に対する配慮として、簡易な財政再計算等の方法を示すことにより、負担の軽減を図ることとしております。

さらに、移行先につきましては、新制度への移行のほかに、確定拠出年金でありますとか、中小企業退職金共済制度への移行も可能といたしております。

適格退職年金からの移行に当たりまして、企業

に過重な負担がかからないよう、さまざまな配慮を行ってところであります。円滑な移行が図られるものと考えております。

それから、現物資産に対する代行部分の返上についてのお尋ねがございました。

現物資産によります代行返上を認めるに当たりまして、その資産について、公的年金の積立金の運用方針に沿ったものに限定をいたしました。十分なチェックを行った上で納付を認めることとしております。これにより公的年金の財政が不利益をこうむることはないと考えております。

具体的には、法案において、現物資産による代行返上の対象資産につきましては、厚生年金本体の運用に沿うよう、市場全体の動きをあらわす指標に連動するような、各種の銘柄を組み合わせたものでなければならぬ旨を定めているところでございます。

特別法人税につきましてのお尋ねがございました。

特別法人税につきましては、新企業年金の積立金に対しまして課税されることとなっておりますが、平成十四年までその課税は停止されております。今後、政府税制調査会等の各方面で年金課税のあり方に関する総合的な検討が行われるものと承知をいたしております。特別法人税の取り扱いにつきましては、その検討状況を十分踏まえつつ対応してまいりたいと考えております。

最後に、年金税制は給付段階のみの課税とすべ

きではないかとお尋ねがございました。

まず申し上げたいことは、現在の企業年金税制では、拠出につきましては、そのほとんどが事業主の拠出でありまして、これは損金算入されております。また、給付につきましては、公的年金等控除が適用されまして、実質的には課税額は少なくなっております等ことから、すべての段階で課税と言えるものではございません。

いずれにいたしましても、年金税制全体のあり方につきましては、今後、政府税制調査会等の各方面において拠出時、運用時、それから給付時を通じた総合的な検討が行われるものと思っております。厚生労働省といたしましては、各方面における検討状況を踏まえまして対応をしていく考えでございます。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 木俣先生から二つの御質問をいただいていたと思います。

一つ目は、保険方式、税方式の話でありますけれども、たしか二年半ぐらい前に経済戦略会議の答申を私たちが出したときに、民主党の皆さんから大変高い評価をいただいたということを私もよく記憶しております。

あそこで議論された重要な点は、本質的な問題というものは、年金には保険原理の部分と福祉原理の部分があるだろうと。保険原理の部分については、これは積み立てということになりますからこ

れは保険だろう、福祉原理については、これは一種の世代間の移転といえますか賦課の方式であるから税の方がすっきりするのではないだろうか、そういう主張だったというふうに記憶しています。論理的な区分としては、それは経済学の分野では割と一般的に議論されていることだというふうに私は今も認識しています。

ただ、現実問題として世界の国を見渡しますと、この福祉原理の部分について税にしているか保険にしているかということを見ると、これはどっちもありだというのが世界の現実だと思えます。それは、国民の負担の意識の問題でありますとか、先ほど坂口大臣からお話のありましたように、別途国の方からどれだけ補助しているかというこのベストミックスの中で、さらには歴史的な要因の中で決まってくる問題だと思えますので、これは重要な問題ではありますけれども、どちらでなければいけないという問題ではないというのが基本的な私の認識であります。

いずれにしても、より本質的な問題というのは、先ほど言いましたように、保険原理の部分と福祉原理の部分の考え方に立って、制度そのものを持続可能な、サステナブルなものにしていくということであるというふうに思っておりますので、そういう方向での改革が今後も進むというふうに考えています。

二問目の問題は、これも先ほど坂口大臣からのお答えがありましたけれども、二階部分である厚

生年金の民営化とはかかわりがあるかということに関しては、これはかかわりがないというふう

に私も認識しています。

年金制度の改革という観点からは、先ほど坂口大臣からお話がありましたのですけれども、経済財政担当の立場からは、マクロ的に見てやはり今大変重要なものは、国民の健全な貯蓄が、民間部門の健全な貯蓄が健全な形でリスクマネーという形でマーケットに流れるということでありまして、今回の制度はその点では大変重要である。スウェーデンはまさにこのやり方で経済活性化の糸口をつかんだというふうに考えておりますので、こういう方向で議論がされていくということを担当の大臣としても期待をしております。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 木俣さんの御質問にお答えいたします。

特別法人税についてお尋ねでございましたんですが、現在の低金利の状態等を踏まえまして、臨時的な措置として、現在は課税を停止しておるところでございます。

しかし、特別法人税は、従業員の年金のために事業主が負担する掛金等について、その支出時に従業員に対する所得課税を行わず、また年金受給時まで課税を繰り延べること等から、その遅延利息相当分の負担を求めるという意味において課税するものであり、課税の公平の観点から必要なものと考えております。

また、年金の税制についてのお尋ねがございましたんですが、年金に係る所得につきましては、公的年金等控除や高齢者控除等により、課税ベースからはほとんど除かれており、掛金の拠出段階においても、事業主負担分については給与課税が行われず、本人負担分についても社会保険料控除等により所得控除がなされております。なお、運用段階においても、現在、特別法人税の課税が停止されておるところでございます。

このようなことから、我が国の年金に係る税負担は、拠出段階から給付段階を通じて実質的に課税がなされておらず、主要国と比べても極めて低い段階となっております。

いずれにいたしましても、この諸制度の改正並びに諸段階におきますところの課税の検討をする必要があると思っておりますので、その際に検討する項目は多々あると信じております。(拍手)
○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君
議員 高橋紀世子君 沢 たまき君

岩本 莊太君	海野 義孝君	吉川 芳男君	石井 道子君	直嶋 正行君	北澤 俊美君
加藤 修一君	平野 貞夫君	上杉 光弘君	野沢 太三君	江田 五月君	山下八洲夫君
水野 誠一君	益田 洋介君	陣内 孝雄君	青木 幹雄君	広中和歌子君	黒岩 秩子君
田村 秀昭君	大森 礼子君	木村 仁君	中川 義雄君	西川きよし君	大門実紀史君
渡辺 孝男君	渡辺 秀央君	有馬 朗人君	阿南 一成君	宮本 岳志君	福島 瑞穂君
福本 潤一君	但馬 久美君	市川 一朗君	岸 宏一君	中村 敦夫君	八田ひろ子君
山下 栄一君	弘友 和夫君	山内 俊夫君	橋本 聖子君	小泉 親司君	齋藤 勲君
鶴保 庸介君	田名部匡省君	久野 恒一君	中原 爽君	大沢 辰美君	井上 美代君
椎名 素夫君	日笠 勝之君	海老原義彦君	保坂 三蔵君	小林 元君	佐藤 道夫君
風間 昶君	木庭健太郎君	大島 慶久君	成瀬 守重君	西山登紀子君	須藤美也子君
荒木 清寛君	入澤 肇君	鴻池 祥肇君	矢野 哲朗君	阿部 幸代君	畑野 君枝君
浜四津敏子君	統 訓弘君	河本 英典君	柳川 覺治君	今井 澄君	岩佐 恵美君
浜田卓二郎君	森本 晃司君	鹿熊 安正君	清水嘉与子君	富樫 練三君	小池 晃君
鶴岡 洋君	白浜 一良君	竹山 裕君	真鍋 賢三君	日下部禮代子君	竹村 泰子君
泉 信也君	月原 茂晴君	坂野 重信君	谷林 正昭君	吉川 春子君	緒方 靖夫君
星野 朋市君	扇 千景君	木俣 佳文君	浅尾慶一郎君	笠井 亮君	池田 幹幸君
中島 啓雄君	山下 英利君	内藤 正光君	福山 哲郎君	洲上 貞雄君	大淵 絹子君
仲道 俊哉君	森田 次夫君	櫻井 充君	郡司 彰君	本岡 昭次君	山下 芳生君
佐々木知子君	畑 恵君	佐藤 雄平君	小宮山洋子君	橋本 敦君	山本 正和君
依田 智治君	森山 裕君	高嶋 良充君	小川 敏夫君		
亀谷 博昭君	森下 博之君	伊藤 基隆君	本田 良一君		
加納 時男君	岩永 浩美君	柳田 稔君	今泉 昭君		
山下 善彦君	野間 越君	藤井 俊男君	築瀬 進君		
清水 達雄君	上野 公成君	峰崎 直樹君	佐藤 泰介君		
田中 直紀君	松田 岩夫君	川橋 幸子君	江本 孟紀君		
南野知恵子君	松谷蒼一郎君	薬科 満治君	長谷川 清君		
須藤良太郎君	吉村剛太郎君	円 より子君	奥石 東君		
山崎 正昭君	片山虎之助君	勝本 健司君	足立 良平君		
中曾根弘文君	久世 公堯君		千葉 景子君		

国務大臣

橋本 敦君

財務大臣

塩川正十郎君

厚生労働大臣

坂口 力君

国務大臣
(経済財政政策
担当大臣)

竹中 平蔵君

副大臣

厚生労働副大臣

榊屋 敬悟君

議長の報告事項

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

日下部禮代子君

山本 正和君

文政科学委員

辞任

補欠

山本 正和君

日下部禮代子君

経済産業委員

辞任

補欠

田村 公平君

山下 善彦君

岡崎トミ子君

本田 良一君

国土交通委員

辞任

補欠

山下 善彦君

田村 公平君

環境委員

辞任

補欠

本田 良一君

岡崎トミ子君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

確定給付企業年金法案(閣法第三四号)

同日議長は、次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。

土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案(閣法第五号)

経済産業委員会に付託

倉庫業法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

国土交通委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

税理士法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

厚木基地デモフライト中止に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第二九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員櫻井充君提出インフルエンザの治療薬に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員櫻井充君提出不良債権の直接償却に関する質問に対する答弁書(第二二二号)

参議院議員海野義孝君提出医療機関における医療行為以外のサービスの普及と向上に関する質問に対する答弁書(第三三三号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

税理士法の一部を改正する法律

インフルエンザの治療薬に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年四月十三日

参議院議長 井上 裕殿

櫻井 充

インフルエンザの治療薬に関する質問主意書

書

医薬品は政府が承認し、薬価収載が行われなければならない。このように、インフルエンザの治療薬で政府が承認したにもかかわらず、薬価収載が大幅に遅れたものがある。

そこで、以下質問する。

一 医薬品の承認から薬価収載まで基本的にはどの程度の期間を要するのか。

二 厚生労働省は、インフルエンザ治療薬「リレンザ」及び「タミフル」の効果についてどのような判断をしているのか。

三 一年以上「リレンザ」の薬価収載が見送られた理由は何か。

四 政府が承認すれば医薬品として使用することとは可能となるが、薬価収載が遅れた場合でも患者が自己負担すれば使用は可能となるのか。

五 今年の冬はインフルエンザ発生が過去十年間で二番目に少なかったが、もし大流行していた場合これらのインフルエンザ治療薬が使用されなかったことにより、患者はかなりの不利益を被ったと考えられる。承認された医薬品の薬価収載は速やかに行われるべきであると考えますが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十三年五月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員櫻井充君提出インフルエンザの治療薬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出インフルエンザの治療薬に関する質問に対する答弁書

一 について

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)に基づく承認を受けた新医薬品のうち、有効性、安全性、費用対効果等の観点から薬価基準に収載することが適当であると認められるものについては、その承認から原則として六十日以内、遅くとも九十日以内に薬価基準収載の告示を行うこととしている。

二 について

リレンザについては、国内で実施された臨床試験においてはA型又はB型のインフルエンザウイルス感染症に対する有効性が十分確認されなかったが、欧州及び南半球で実施された臨床

試験においては症状の改善等の有効性が確認されていたこと、リレンザの輸入承認申請が行われた当時インフルエンザワクチンの不足が懸念される一方、抗B型インフルエンザ薬として承認された医薬品がなかったこと等を踏まえ、平成十一年十二月に薬事法に基づく承認を与えたものである。なお、承認後三年間の市販後臨床試験を行わせるとともに、その結果を踏まえて有効性を検証することとしている。

また、タミフルについては、国内及び海外で実施された臨床試験においてA型又はB型のインフルエンザウイルス感染症に係る症状の改善等の有効性が確認されたことから、平成十二年十二月に薬事法に基づく承認を与えたものである。

三について

リレンザについては、平成十一年十二月に、グラクソ・ウエルカム株式会社から厚生省に対して薬価基準収載の希望書が提出された。これを受けて、厚生省において医学等の専門家から意見を聴取した上で検討したが、インフルエンザに罹患する危険性が高いため当該医薬品の主たる対象者となることが想定される高齢者等に対する有効性を示すデータが十分ではなかったこと、英国の国民保健サービスにおいて使用が推奨されていなかったこと等を総合的に勘案し、薬価基準に収載することが適当であるとの結論には至らなかったものである。

その後、平成十二年十一月に、同社から高齢者等に対する有効性に関する追加データとともに改めて薬価基準収載の希望書が厚生省に提出され、その時点では英国の国民保健サービスにおいても使用が推奨されるようになっていたことから、薬価基準に収載することが適当であると判断し、使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(平成十三年二月二日厚生労働省告示第二十四号)により薬価基準に収載したものである。

四について

薬価基準に収載されていない医薬品を診療に使用することは可能である。ただし、当該医薬品を一連の診療の中で使用したときは、一連の診療のすべてについて公的医療保険は適用されず、その費用の全額が患者の負担となる。

五について

薬事法に基づく承認を受けた新医薬品に関する承認から薬価基準収載までの期間等については一について述べたとおりであり、今後とも迅速な対応に努めてまいりたい。

不良債権の直接償却に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年五月一日

参議院議長 井上 裕殿

櫻井 充

不良債権の直接償却に関する質問主意書

不良債権の直接償却をすることは、日本の構造改革を進めていく上で非常に重要である。ここで重要な点は、社会的混乱を最小限にするために、政府がどのような措置を講ずるかである。そのためには、不良債権の直接償却によってどのような問題が起こってくるかに関して十分検討する必要がある。

そこで以下質問する。

一 金融機関が直接償却を行う際、十分な引当金を積んでいなければ、不良債権の処理が円滑に進まず、金融システム不安を引き起こす可能性がある。そこで、これまで破たん懸念先や実質破たん先債権の表面価格に対してどの程度回収できたのかについて調査することは重要であると考えられるがどうか。

二 これまでの破たん金融機関の債権の破たん懸念先、実質破たん先債権の回収実績はどの程度か。

三 大手行の直接償却により他の金融機関にはどの程度影響が出るのか。また、大手企業が破たんすることにより中小企業にはどの程度影響が出るかと考えているのか。

四 大手行が直接償却すると見込まれる不良債権の額はどの程度か。また、産業別の金額はいくらか。

五 大手行の直接償却が進捗することによって、貸出先の選別等が予想されるが、こうした影響

で失業者は今後どの程度増加すると見込まれるのか。

六 不良債権のうち医療機関に関するものの占める割合はどの程度か。また直接償却により医療体制にどの程度の影響が出ると考えているのか。

七 大手行の直接償却は、金融機関の経営改善にどの程度寄与すると考えているのか。

平成十三年五月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員櫻井充君提出不良債権の直接償却に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出不良債権の直接償却に関する質問に対する答弁書

一について

金融機関は、金融検査マニュアル(平成十一年金融検査第七十七号金融監督庁長官決定)及び日本公認会計士協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(以下「公認会計士協会の実務指針」という。)を踏まえつつその保有する資産についての自己査定基準及び償却基準又は引当基準を策定し、これらに基づき当該資産について自己査定及び償却又

は引当てを行っている。金融検査マニュアル及び公認会計士協会の実務指針においては、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権について、個別債務者ごとに債権額から担保の処分による回収が可能と認められる額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、破綻懸念先債権については残額のうち過去の貸倒実績率等に基づいて合理的に算定した予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上し、実質破綻先債権については残額の全額を貸倒引当金として計上する又は貸倒償却することとなっている。こうした自己査定及び償却又は引当てが適切に行われているかどうかについては、監査法人等による外部監査並びに金融庁による検査及び監督を通じて確認されており、改めてお尋ねのような調査を行う必要はないと考えている。

二について

お尋ねの回収実績は、破綻懸念先債権と実質破綻先債権とを区分した回収実績を指すものと考えられるが、破綻金融機関の破綻懸念先債権及び実質破綻先債権については、株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」という。)がその大半を譲り受けていることから、整理回収機構に対して預金保険機構を通じて聴取したところ、整理回収機構においては、譲り受けた債権を破綻懸念先、実質破綻先等の債務者区分ごとに管理し回収することは行っていないことから、債務者区分ごとの回収実績については把握していないとのことであった。

三について

お尋ねの大手行は、いわゆる主要行を指すものと考えられるが、主要行による不良債権の最終処理(債権放棄等により貸借対照表から全部又は一部の不良債権を除くことをいう。以下同じ。)が他の金融機関に与える影響については、最終処理される債権の債務者である企業に他の金融機関がどの程度貸出しを行っているか等により、また、大手企業の破綻が中小企業に与える影響については、中小企業がその大手企業とどのような関係にあるか等により、異なるものであることから、具体的に予測することは困難である。

なお、緊急経済対策(平成十三年四月六日経済対策閣僚会議決定)においては、最終処理される債権の債務者である企業と取引等の関係にある中小企業の経営に連鎖倒産の危険等不測の障害が生じないよう、金融面で適切に対応するとともに、中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)等に基づき中小企業自身の健全化に向けての前向きな努力を積極的に支援することとしている。

四について

緊急経済対策においては、同対策が定める原則に従って、主要行が破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権の最終処理を進めることとしており、平成十二年九月末時点で、主要行が保有する債権で破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権に区分されているものの

合計額は、約十二・七兆円となっており、その産業別の内訳は、不動産業約三・三兆円、建設業約一・五兆円、卸売・小売業約一・五兆円等となっている。

なお、緊急経済対策では、主要行において新規に発生する破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権についても、最終処理を進めるとしているが、これらの債権の発生については、経済環境、債務者の業況等、様々な要因に左右されることから、その具体的な金額を予測することは困難である。

五について

主要行による不良債権の最終処理が貸出先の選定や雇用に与える影響については、最終処理される債権の債務者である企業の再建が可能であるかどうか、可能であるとした場合に具体的にどのような再建計画が策定、実行されるか、不良債権の最終処理に伴う主要行の資産内容の改善がどの程度新たな貸出しに貢献するか等、様々な要因に左右されることから、具体的に予測することは困難である。

なお、緊急経済対策においては、不良債権の最終処理等構造改革に伴う雇用情勢の変化に機動的かつ弾力的に対応するため、様々な雇用対策を講ずることとしている。

六について

銀行が保有する債権であって、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平

成十年金融再生委員会規則第二号)における破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権に該当するものの合計額のうち、日本銀行の業種別貸出金調査表の業種分類における「医療、保健衛生」に該当する業種に属する債務者に対する債権額の占める割合は、約一・一パーセントとなっている。また、不良債権の最終処理が医療体制に与える影響については、社会経済環境、最終処理される債権の債務者である医療機関の業況や地域における位置付け等、様々な要因に左右されることから、具体的に予測することは困難である。

七について

主要行による不良債権の最終処理が金融機関の経営改善にどの程度寄与するかについては、具体的に予測することは困難であるが、金融機関の資産運用の効率化等が図られ、その収益力の増強に資するものと考えている。

医療機関における医療行為以外のサービスの普及と向上に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年五月七日

参議院議長 井上 裕殿

海野 義孝

医療機関における医療行為以外のサービス
の普及と向上に関する質問主意書

近年、医療現場においては、より高度な医療技術が求められるとともに、医療機関における医療行為以外のサービスについても、患者のQOL等を確保する観点から、その充実が求められている。

欧米では、医療機関における医療行為以外のサービスとして、例えば、大病院における受付、インフォメーション業務、ガイド係や患者の搬送業務、通訳、手話通訳、翻訳などのコミュニケーション業務、病院内のギフトショップの運営、患者用図書館などが知られており、多くがボランティアによって支えられている。このほかにも、患者や家族の話し相手、院内の散歩の付添い、小児入院患者の遊び相手、レクリエーション等の行事の企画・運営、さらには外来患者や見舞客が同伴する乳幼児のベビー・シッター、子供の世話などのサービスが提供されているという。

これらのサービスは、医療機関が提供する医療サービスそのものではないが、医療機関を利用する患者やその家族等にとって、必要不可欠である場合も少なくない。しかしながら、医療機関における施設の充実だけでは十分に達成できないソフトなアメニティでもあることから、我が国では、政府の施策として、これまで正面から取り組まれてきたとはいえない状況にある。

医療機関において提供されるべき医療行為以外

のサービスの在り方は、患者や家族にとっては当然のこととして、ひいては、我が国の医療機関の在り方、特に病院の質と評価を決する重要な要素であるといっても過言ではない。

そこで、今後、我が国においても、これらのサービスの普及と向上を積極的に図るための取組が必要であるとの立場から、政府に対し、以下質問する。

一 我が国においては、医療機関における医療行為以外のサービスが、これまでどのように提供されてきたのか。また、現状はどのようになっているのか。政府の知るところを明らかにされたい。

二 我が国の医療提供体制において、医療行為以外のサービスの提供はどのように位置付けられているのか。また、医療保険制度における位置付けについても説明されたい。

三 政府は、国立病院、公立病院等の公的医療機関における、いわゆる病院ボランティアの活動実績を把握しているのか。把握しているとすれば、ボランティアを導入している医療機関の数、その割合、導入した時点と経緯及びボランティアの活動状況を明らかにされたい。また、把握していないのであれば、少なくとも公的医療機関におけるボランティアの活動状況とその課題については、実情を調査する必要があると考えるが、政府の取組を明らかにされたい。

四 旧厚生省は、平成十年度厚生科学特別研究事

業として、「病院ボランティアの現状とその保健医療における役割に関する調査」を実施したと承知している。政府は、その調査結果をどのように受け止めているのか、政府の認識を明らかにされたい。

五 我が国においても、医療機関における医療行為以外のサービスについて、その普及と向上を図る必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、我が国の保健医療における病院ボランティアの意義、役割、課題等について、政府の認識を明らかにされたい。

六 近年、我が国においても、病院ボランティアが普及しつつあるといわれているが、それでも欧米のように一般化するには至っていない。政府は、我が国において、病院ボランティアの普及を妨げている要因をどのように分析しているのか。

七 政府の施策として、少なくとも公的医療機関においては、医療行為以外のサービスの普及と向上を図るとともに、積極的に病院ボランティアの導入を図るべきであると考え、政府の見解と対応を明らかにされたい。

八 例えば、外来患者等の便宜を図る観点から、同伴した乳幼児を一時、ボランティアに預けられるような託児スペースを設置することは、子育て支援の一環として、育児にやさしい社会の実現という観点からも有効ではないかと考えている。厚生労働省は、院内感染のおそれがある

こと等を理由にして消極的であるとも伝え聞くが、設置場所などに工夫の余地はあると思われるので、前向きに検討すべきである。政府の見解と対応を明らかにされたい。
右質問する。

平成十三年五月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員海野義孝君提出医療機関における医療行為以外のサービスの普及と向上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員海野義孝君提出医療機関における医療行為以外のサービスの普及と向上に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「医療行為以外のサービス」の定義が必ずしも明らかではないが、医療機関においては、医師、看護婦等が提供する医療及びこれに付随する受付等のサービスの外に、患者に対するレクリエーションの提供を始めとする様々なサービス(以下「患者サービス」という。)がボランティア等によって提供されている場合が少なくない。このような患者サービスは、医療提供体制や医療保険制度に係る法令で定型的に定められるような性質のものではないと考えており、それぞれの医療機関の実情に応じた形で提供されているものである。

なお、保険医療機関等が患者サービスに係る費用を徴収する場合には、患者に対し、料金等について明確かつ懇切に説明等を行うよう指導しているところである。

三及び四について

平成九年度の厚生科学研究費補助金により行われた「病院ボランティアの現状とその保健医療における役割に関する調査」(以下「病院ボランティア調査」という。)によれば、公的医療機関を含む三百三十三病院におけるボランティアの導入状況は、導入済みが四十三パーセント、導入検討中が二十三パーセント、未検討が三十四パーセントであり、また、導入済みの医療機関における平均導入期間は九・六年、主な活動内容は外来案内、入院患者の話相手等となっている。さらに、ボランティアが導入されているある国立病院の患者、ボランティア及び病院職員に対するアンケートでは、そのいずれもがボランティア活動の継続及び拡大を望んでいるとされており、ボランティア活動は患者サービスの充実に寄与しているものと認識している。

五から七までについて

療養環境の快適性の向上を求める国民の需要の高まりに応じて、患者サービスは一層多様化していくものと考えられ、このような患者サービスについては、画一的な普及を図るのではなく、それぞれの医療機関の実情に合わせて提供されていくことが重要であると考えている。

また、病院ボランティア調査によれば、医療機関におけるボランティア活動については、患者に対するきめ細かいサービスの提供、療養環境の改善等に効果があつたとされる一方、これに関する医療関係者の理解が必ずしも進んでいない等の問題点が指摘されている。

医療機関におけるボランティア活動の普及については、公的医療機関に着目した特別な対策を講ずるのではなく、広くその意義の周知を図るとともに、具体的な活動場所や活動内容に関する情報提供を図ること等による環境整備に努めてまいりたい。

八について

御指摘の託児スペースは外来患者等の便宜を図る上で重要なものと考えられるが、それぞれの医療機関において、需要や設置可能な場所の有無等の実情を踏まえた上で、その設置についての検討が行われるべきものと考えている。なお、今後の国立病院等における医療サービスの在り方については、「国立病院等における医療サービスの質の向上に関する検討会」において検討を行っているところであり、その中で乳幼児及びその保護者等に対する配慮の在り方についても検討してまいりたい。

平成十三年五月二十八日 参議院會議録第二十六号

一一一

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三号の発送は都合により後日となる

行所 千一〇五―八四四五
東京港区虎ノ門二丁目
話 3(587) 294
備 本号一部
〇五円